

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	台風9号による敬老会中止の緊急の連絡手段としての電話番号の使用について
--------	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事後報告】

◇第11条第5項（緊急の理由に基づき目的外利用したとき）

担当係 （担当部課：健康部健康いきがい課）
担当者 益子 内線（4171）

事業の概要

事業名	敬老会
担当課	健康部健康いきがい課
目的	老人保健福祉週間の記念行事として9月に対象となる区民を招待し、演芸等で長寿を祝う。
対象者	毎年9月16日以前に生まれた満77歳以上の区民
事業内容	<p>【事業概要】</p> <p><u>老人週間の記念行事として、区内在住の77歳以上の区民を招待して、演芸等により、長寿を祝う。</u></p> <p>1 対象者へは、ハガキにて事前に招待日、会場、事業内容を知らせる。</p> <p>2 実施内容 2時間</p> <p style="padding-left: 20px;">① 式典・交通安全の集い</p> <p style="padding-left: 20px;">② 演芸の部 : 思い出歌謡 : 民謡 : 舞踊</p> <p>【対象】</p> <p><u>77歳以上の区民 21,847人</u></p> <p><u>(参加者は、過去の実績から約38%と推測)</u></p> <p>【規模】 5回開催・人数多数のため招待者を出張所ごとに振り分け通知する。</p> <p>1 日程 <u>平成19年9月4日(火) (午後) 四谷・角筈・区役所管内</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>平成19年9月5日(水) (午前) 笹筈町・戸塚特出管内</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>平成19年9月5日(水) (午後) 榎町・落合第二特出管内</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>平成19年9月6日(木) (午前) 若松・柏木特出管内</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>平成19年9月6日(木) (午後) 大久保・落合第一管内</u></p> <p>2 会場 <u>日本青年館 大ホール</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>*新宿区文化センターが大規模改修工事施行で使用不能であるため、今年度のみ利用となる。</u></p>

件名 電話番号の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	税務課	利用課	健康部健康いきがい課
登録された個人情報業務の名称	特別区民税・都民税	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	敬老会
情報はどのような媒体に記録されているか	磁気媒体	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	紙(リスト)
登録業務で保有している情報項目は何か	氏名、性別、生年月日、住所(賦課住所、区民日、不現住情報、現住所、家屋敷、事務所、あて名情報)、国籍、続柄親族関係、婚歴、電話番号、職業、収入(課税履歴情報)、財産状態、納税額等(資料状況、徴収方法希望、専従者情報、受給者番号、期別収納履歴、期別延滞金情報、期別納付委託、期別処分履歴、相続人・納税管理人情報、第二次納税義務者情報、交渉情報)、取引情報、公的扶助、口座(口座番号、預金科目、名義人、納付方法、開始年月日、取消年月日)、障害程度、家庭状況(扶養者情報)	左欄のうち利用する情報項目	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号
何のために保有しているのか	特別区民税及び都民税の賦課徴収	何のために目的外利用するのか	台風9号接近のため、強風雨による転倒・転落による怪我を回避するため、9月6日(木)午前・午後開催分の敬老会の中止を決定した。その結果を的確かつ緊急に招待者へお知らせする必要があるため。 【電話連絡対象者】 平成19年9月6日(木)の午前の部・午後の部の招待者 9,029人
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	中止のお詫びとお土産引換券となるハガキを送る。その案内文の中に、記載することで、本人に通知する。	目的外利用の時期・期間	平成19年9月 5日 から 平成19年9月 6日まで